

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります



高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限にいかして、介護が必要な状態にならないよう予防することが大切です。

そのための仕組みとして介護保険制度が改正され、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が創設されました。

総合事業とは、市町村が主体となり65歳以上の方を対象に、ご本人の状態や必要性に合わせたサービスを提供するもので、本町では平成29年4月から開始します。

いままで

平成29年4月から

介護給付（要介護1～5）

変更なし

介護給付（要介護1～5）

予防給付
（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、
通所リハビリテーションなど

変更なし

予防給付（要支援1・2）

福祉用具貸与、訪問看護、通所
リハビリテーションなど

訪問介護
（ホームヘルプサービス）
通所介護
（デイサービス）

変更

総合事業

（要支援1・2 ※事業対象者）

- 訪問介護員派遣事業
- はつらつデイサービス事業

町のサービス
（地域支援事業）

生活援助員派遣事業
閉じこもり予防事業

変更

※チェックリストに回答し、生活
機能の低下が見られた方

※予防給付（要支援1・2に認定された方が利用できる介護保険サービス）の「訪問介護」と「通所介護」および町のサービスの「生活援助員派遣事業」と「閉じこもり予防事業」を総合事業に移行します。

※総合事業は、町の基準に基づき、「訪問介護員派遣事業」および「はつらつデイサービス事業」として、これまでと同様のサービスを提供します。

※現在、要支援1・2の認定を受けてサービスを利用している方は、認定更新時から総合事業に移行します。

総合事業には、要支援認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

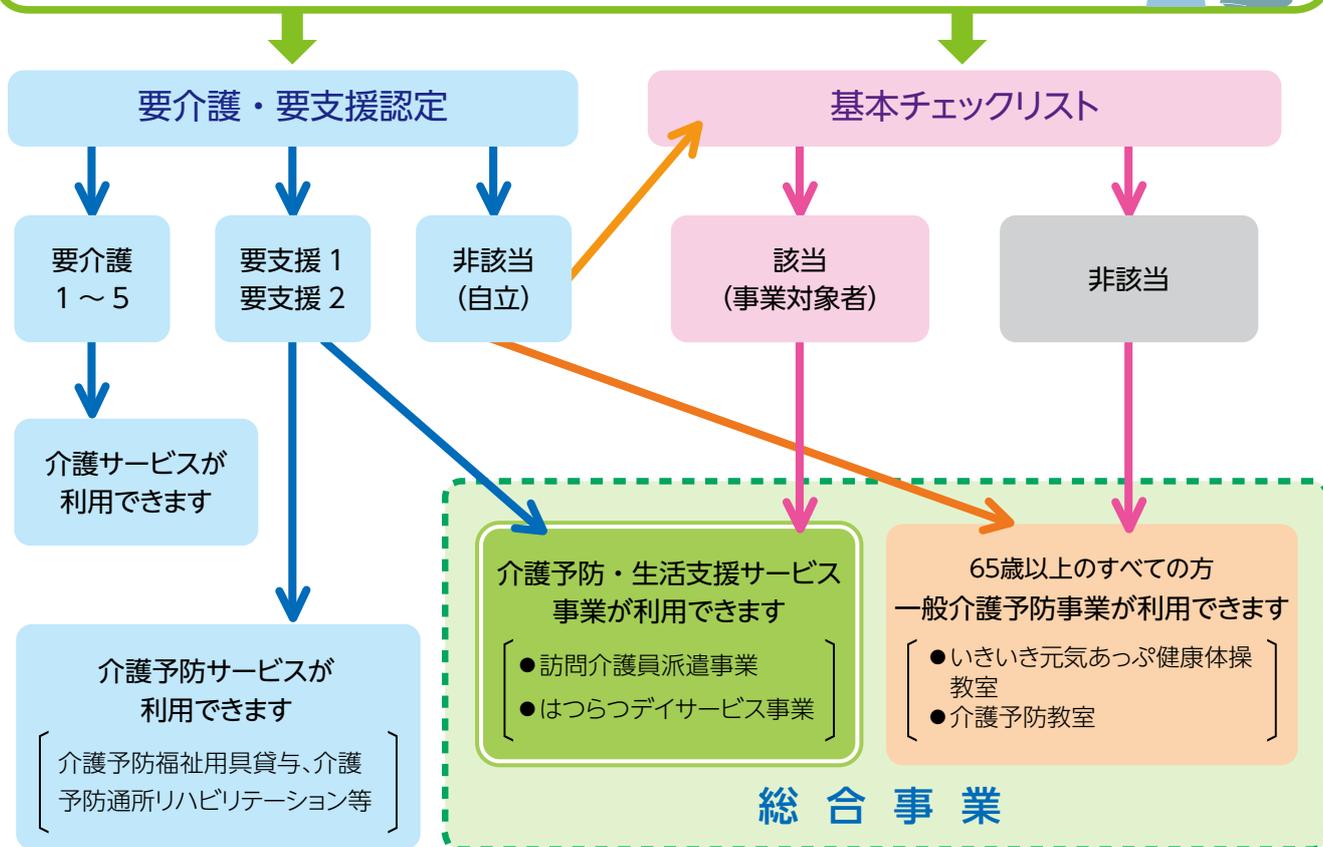
基本チェックリストとは

日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるために、厚生労働省が作成した25項目の簡易な質問票のことです。

利用までの流れ

65歳以上の方 → **地域包括支援センターに相談します**

地域包括支援センターの職員が、本人の意向や心身の状態などを確認し、利用する方と共に検討します。



※事業対象者になりサービスを利用開始した後でも、状況に応じ、要介護または要支援認定を申請することができます。

「訪問介護員派遣事業」、「はつらつデイサービス事業」の内容および利用料金等については、次号でお知らせします。

相談・問合せ

地域包括支援センター

TEL 79-5500 (直通)